



ひだまり便り

67号 (令和3年9月号)
特定非営利活動法人
ひだまり
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町3-2番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…hidamari@almond.ocn.ne.jp ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

わが子のための財産管理～制度の活用～ II

今回(第五回目)は、前号で紹介した改正相続法(平成30年7月に成立、平成31年1月13日より段階的に施行)の中で、わが子のための相続に関連した改正点の具体的な内容と今後積極的に活用を考えていきたい「遺言」、特に今回の改正相続法で大きな改正のあった「自筆証書遺言」について紹介します。

■ 相続法の主な改正点 ■

改正相続法では、以下の項目が見直されました。

残された配偶者の生活への配慮の観点からの方策	①配偶者居住権の創設 ②婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与に関する優遇措置
遺言書の利用促進、相続紛争防止の観点からの方策	①自筆証書遺言の方式緩和(2019年1月13日施行) ②法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設(遺言保管法 2020年7月10日施行)
その他	①預貯金の払戻し制度の創設 ②遺留分制度の見直し ③特別寄付制度の創設

ひだまり理事 田代常光



■ 相続と遺言 ■

自分が死亡すると、相続財産(遺産)の多い少ないにかかわらず必ず遺産は相続人に分割されます。分割の方法は、遺言、相続人全員による遺産分割協議、もしくは裁判所の調停に基づき行われます。遺言とは、自分が死亡した時に財産をどのように分配するか等について自分の最終意思を明らかにするものです。遺言がある場合、原則として遺言者の意思に従って(遺言書に従って)遺産の分配が行われます。遺言書がない場合には遺産分割協議や裁判所の調停による分割が行われます。

遺言書では、相続人以外の者に対して財産を取得させることもできます。(遺贈といいます。)

遺言の方式

遺言の方式には主に、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**があります。

- 自筆証書遺言は、軽易な方式であり、自らの意思に従って作成でき、自由度の高い遺言です。(今回の法改正による、自筆証書遺言の方式緩和、また法務局における遺言書の保管制度の創設について概要を次項で説明します。)
- 公正証書遺言は、公証人の関与の下、2人以上の証人が立ち会い厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を保管するという信頼性の高い遺言方式です。

■ 自筆証書遺言の方式緩和 ■ ～改正相続法 2019年1月13日施行～

自筆証書遺言は、軽易で自由度の高い遺言方式ですが、「全文自書」が要件とされ多くの文言を書く行為に大変な労力がかかるため、大きなハードルとなっていました。ほかにも誤字や脱字、判読不明など遺言書の効力についてトラブルの原因になっていました。

今回の法改正では、「全文自書」の要件が緩和され、遺言書本文は自書が必要ですが、「相続財産の目録」を添付することで一部自書によらなくてよいことが認められました。

* 遺言書本文
→ 自書が必要
* 財産目録
→ 自書しなくてOK

自筆証書遺言の方式の緩和 → 財産目録の作成が簡単に!!

自書でなくパソコンでの
目録作成 OK!



不動産の登記事項証明書を
財産目録として添付 OK!



預貯金通帳のコピーを
財産目録として添付 OK!



これらの財産目録の各ページには遺言者の署名押印が必要!

この方式緩和により、自書しなければならない遺言書本文が大幅に減り、自書労力が軽減されることになりました。

■ 法務局における自筆証書遺言の保管制度創設 ■

～ 2020年7月10日施行 法務局における遺言書の保管等に関する法律 ～

今回の改正相続法により、自筆証書遺言を法務局で保管してもらうことで、遺言書の滅失・紛失、隠匿・改ざん等のリスク回避が可能となり家庭裁判所での遺言書検認が不要になりました。

「わが子のための財産管理」特集についてのご意見・ご質問をひだまり事務局までお寄せ下さい。お待ちしております!



< 遺言書保管申請の流れ >

① 自筆証書遺言
を作成

② 遺言保管場所
を決める

③ 保管申請書
を作成する

④ 保管申請の
予約をする

遺言者の居住地または本籍地、遺言者所有の不動産所在地いずれかを管轄する法務局の支所出張所

⑤ 保管の申請を行う

⑥ 保管証を受け取る

遺言者氏名・生年月日・遺言書保管所・保管番号記載の保管証が交付されます

《必要書類》 ①自筆証書遺言書 ②保管申請書 ③本籍地記載のある住民票の写し等(交付後3ヶ月以内のもの)
④本人確認書類(有効期間内のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)

《手数料》 一通につき 3,900円(収入印紙を納付用紙に添付)